

## わが国の大学院における共同学位プログラムの現状に関する研究

### Research on the Current Situation of Joint Degree Programs in Japanese Graduate Schools

栗山 直子, 齊藤 貴浩, 前川 眞一, 牟田 博光  
KURIYAMA Naoko, SAITO Takahiro, MAYEKAWA Shin-ichi, MUTA Hiromitsu

1. はじめに	3
2. 共同学位プログラムの定義	4
3. 研究Ⅰ：大学院に対する共同学位プログラムに関する調査	6
3.1 調査目的	6
3.2 調査対象者および調査実施期間	6
3.3 結果	6
4. 研究Ⅱ：大学院生・大学生に対する意識調査	10
4.1 目的	10
4.2 調査方法および調査対象者	10
4.3 結果	11
5. 研究Ⅲ：企業に対する意識調査	13
5.1 目的	13
5.2 調査方法および調査対象者	13
5.3 結果	13
6. 総合考察	15
6.1 調査結果のまとめ	15
6.2 学位授与と質保証の観点	15
6.3 まとめ	17
ABSTRACT	20

# わが国の大学院における共同学位プログラムの現状に関する研究

栗山 直子\*, 齊藤 貴浩\*\*, 前川 眞一\*\*\*, 牟田 博光\*\*\*

## 要 旨

本研究は、わが国の大学院における共同学位制度について、大学、学生、企業の立場からの意見の把握を含めた実態、ならびに現在の共同学位制度が内包する学位と質保証の問題を明らかにすることを目的とする。3つのアンケート調査を大学、学生、企業に行い、その回答結果を基に分析を行った結果、現段階で大学院レベルでの共同学位プログラムの実施数は少ないものの近年急速に導入されつつあること、しかし、学生や企業からの評価はまだ十分ではなく、就職等への影響は限定的であることなどが明らかとなった。さらに、わが国の共同学位プログラムは既存の制度を活用しつつ、法律に抵触しない範囲で、しかし現行法の想定する高等教育制度の枠組みを超えて複数の学位を授与するプログラムが主流であることから、単位認定、修業年限、外国の教育機関との連携などに質保証の面での課題がある。これから修了生を輩出する過程で、教育成果を含め、大学等が積極的に情報を発信していくことにより、プログラムも修了生も正当な評価を得るようになることが期待される。

## キーワード

共同学位, 複数学位, 学生の意識, 企業の意識, 質保証

## 1. はじめに

昨今、大学の新しい履修制度、学位取得制度として、複数学位（ダブルディグリー）、共同学位（ジョイントディグリー）などの制度が日本の大学でも広まりつつある。日本の大学が、国内のみならず国際化の一環として海外の大学と提携し、複数学位・共同学位プログラムを設けている事例も増加しており（Huang 2006）、学生が1つの大学に入学して、1つの専門領域を学修し、それに対応した1つの学位を取得するという、従来の学位の概念が変容しつつある。

これら制度の政策レベルでの扱いを見ると、2005年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においては、大学院の在り方の一つとして、『①近年の学問分野の学際化・融合化や、②幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材等の、

社会において求められる人材の多様な要請等に対応する手段として、主専攻・副専攻制（主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる組織的な取組）やジョイントディグリー（一定期間で複数の学位を取得できる履修形態）は有効な方策と考えられる。』と示されている。ここでは、共同学位プログラムを学問や社会による多様な要請に大学院が臨機応変に対応する手段の一つと見ていることがわかる。

他方、内閣府の経済財政諮問会議による「経済財政改革の基本方針2007」では、大学・大学院改革の項の中で、「国公立大学の連携による地方の大学教育の充実」を狙いとして、『国公立を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。』とし、さらに「国際化・多様化を通じた大学改革」を狙いとして『アジアを含めた国際的な大学間の

\* 東京工業大学 大学院社会理工学研究科 助教

\*\* 大学評価・学位授与機構 評価研究部 准教授

\*\*\* 東京工業大学 大学院社会理工学研究科 教授

相互連携プログラムを促進する（単位互換、ダブル・ディグリー等）。』としている。つまり、研究科の共同設置によって地方の大学院教育の充実を図り、また同時に複数学位制度にも大学の国際化の手段としての期待をしている。これらの内容は2008年の方針では盛り込まれていないが、その代わりに、2008年7月1日に閣議決定された教育振興基本計画には同様の方策が盛り込まれた。

このように、複数学位・共同学位制度は、従来の1大学、1分野、1学位という学修形態の制約を取り払い、学問や社会の多様な要請、地方大学教育の充実、わが国の国際化への対応という、高等教育に関するありとあらゆる問題を解決する打出の小槌のような方策として政策的にも期待を持たれているようである。しかし、その一方で、これらの新しい制度の導入によって、従来の大学に想定されていた制度体系では問題とならなかった事柄が新たな問題として生ずる危険性がある。そして、この問題は、学位授与と大学の質保証の問題に大きく関わってくる。

本研究では、わが国の大学院における共同学位制度について、大学の立場のみならず、学生の立場、企業の立場からの認知や評価といった意識の把握を含め、その現状を明らかにするとともに、現在の共同学位制度が内包する学位と質保証の問題について論ずる。具体的には共同学位制度の在り方について検討するとともに、3つの異なるアンケート調査を異なる対象に行い、その回答結果の分析を行った。本研究の構成は以下のとおりである（図1）。

研究Ⅰ：大学院に対する共同学位制度に関する調査

大学院における共同学位制度の導入の経緯、目的、形態、導入と実施に関わ

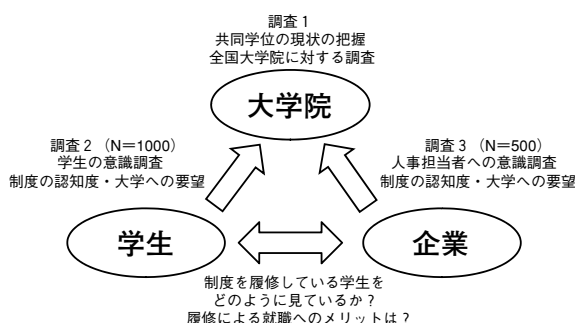


図1 大学院・学生・企業の相互関係の模式図

る困難など、共同学位制度の現状についての詳細な把握。

研究Ⅱ：大学院生・大学生に対する共同学位制度に関する意識調査

大学院生・大学生による、共同学位制度の認知度、制度に関する理解や希望など、共同学位制度に関する意識の把握。

研究Ⅲ：企業人事担当者に対する共同学位制度に関する意識調査

企業人事担当者による、共同学位制度の認知度、制度に関する理解や、共同学位プログラムを修了した学生への期待など、共同学位制度に関する意識の把握。

なお、本研究は、平成17、18年度文部科学省先導的・大学改革推進委託「大学院におけるメジャー・マイナー、ジョイントディグリー等に関する調査研究」の「3. 国内の現状に関する調査」を中心に再構成し、とりまとめたものである。事例の詳細については、当該報告書（東京工業大学2007）を参照されたい。また、学部の事例に関しては、同様の委託研究で関西学院大学が報告書を出版しているので参照されたい。

## 2. 共同学位プログラムの定義

わが国の複数学位・共同学位制度は、その多くは法律で規定されている制度ではない。わが国では現行法に抵触しない範囲内で、既存の単位認定、編入学の制度を活用して形成されており、事例もさほど多くはない。複数学位、共同学位について論ずる前に、まず複数学位、共同学位とは何なのかという点を明らかにする必要がある。共同学位の定義については、例えば2005年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」の用語説明において、次のように述べられている。「【ジョイントディグリー】ある分野で学位を授与された後に別の分野で教育を受けて学位を授与されるというように、一定期間（例えば、修士課程では4年未満に設定しているもの）において複数の学位を取得できるという履修形態を指す。なお、本形態は、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。」つまり、この定義では、組織

的に複数の学位を提供する制度を、共同学位と称している。

しかし、アメリカやヨーロッパでは複数学位・共同学位の定義はより広く、また盛んに行われているようである。ヨーロッパでは特にボローニャ宣言以降、共同学位の制度が注目されている(例えば Zgaga 2004)。実際に、プラハ・コミュニケからはプログラムの統合の形態として共同学位(joint degree)が明確に示されており、ヨーロッパのこれからの高等教育システムにとって主要課題の一つとなっている。Rauhvargers (2002)は、ヨーロッパの共同学位について調査を行い、ヨーロッパ内の26の教育制度においてさまざまな共同学位プログラムが提供されており、政府の関与がほとんど無いこと、学部よりも修士や博士課程に多いこと、経済/ビジネスと工学の組み合わせが最も多く、それに法学とマネジメントが続くことなどを明らかにしている。

ヨーロッパ評議会とユネスコの作成した共同学位の定義によれば、「共同学位とは、少なくとも2つ以上の高等教育機関によって、あるいは1つ以上の高等教育機関と他の資格授与組織によって、共同で授与される高等教育の資格である。その資格は、ときに他機関と共同で行われる場合も含め、高等教育機関が共同で開発、提供、もしくはその両方を行う学習プログラムに基づく(Council of Europe and UNESCO 2004)」とされている。すなわち、共同学位とは、「1つの学位」が複数の機関による共同プログラムの成果として、共同で授与されることであるとされている。そもそもボローニャ宣言の目的は、学生や教職員が自由に行き来することができる市場を形成することであり、共同プログラムを促進するという狙いから、その定義は当然であるともいえる。また、多国間の共同学位では、それが1つの国の資格として扱われる

のか、複数の国の資格として扱われるのか、あるいは国家資格とは関係ないのかということも問題となるため、この定義においては、共同学位と国家資格とのとりうる関係にも触れられている。Schule (2006)は、統合された学修プログラムを提供する複数の機関によって授与される1つの学位を共同学位と言い、すべての参加大学の学長によって署名され、国家資格の代用として認知されるものとし、またその一方で、共同の学修プログラムを提供する複数の機関によって個別に授与される複数の学位を複数学位と言い、それぞれが国家資格として認知されるものと定義している。

一方、アメリカでは、看護学の共同学位プログラム(Quinlessら1997)や、州の政策として博士後期課程を持たない州立大学が他大学と共同で博士の学位を授与している例(Harrisら2001)が報告されているが、そのバリエーションは大きく、さらに大きな共同学位プログラムの枠組みが提示されている。例えば、Michaelら(2003)は、複数の組織が学位プログラムに関わる形態を(広義の)共同学位プログラムとした上で、様々な共同学位プログラムを表1のように分類した。

タイプIは1つのプログラムを1つの機関が提供するもので、伝統的な学位プログラム(traditional degree program)である。例えば1つの大学の中で複数の学部が1つの新たなプログラムを共同で提供する場合はこれに含まれる。タイプIIは、1つのプログラムを複数の機関が提供するもので、共同学位プログラム(joint degree program)と称され、前述のヨーロッパ型の共同学位プログラムはこれに相当する。関与する機関の一つが学位授与権を持たない場合は提携学位プログラム(collaborative degree program)と称される。タイプIIIは複数のプログラムを1つの機関が提供するもので、複数学位プログラム(dual degree

表1 共同学位プログラムのモデル

機関 プログラム	1つの機関 (intra-institutional)	複数の機関 (inter-institutional)
1つのプログラム (intra-program)	I. 伝統的学位プログラム (Traditional Degree Program)	II. 共同学位プログラム (Joint Degree Program)
複数のプログラム (inter-program)	III. 複数学位プログラム (Dual Degree Program)	IV. 共同・複数学位プログラム (Joint Dual Degree Program)

(Michaelら2003)

program) と称される。1つの機関内で複数の学部が協力し、共同で1つのプログラムを開発、提供する(タイプIに相当する)のではなく、複数のプログラムと複数の学位を提供する制度がこれに相当する。タイプIVは複数のプログラムを複数の機関が提供するものである。

この共同学位モデルの分類の特徴は、その制度で1人の学生に提供する「プログラムの数」と、「関与する機関の数」によって共同学位を分類している点である。国をまたがったときなど、学生の修得したプログラムは1つであるにも関わらず複数の学位が授与されるというような事例は十分に配慮されていないし、また共同でプログラムは実施するが学位の授与は別々で複数授与されるという事例も考えられ、話はより混みいつてくる。しかし、これらを学位授与に関する別の問題として捉えれば、その分類は簡潔である。

本研究では、今までの公的な文書との相違はあるが、ヨーロッパ評議会とユネスコの定義やMichaelら(2003)の分類を参考に、まず広義の共同学位プログラムの定義を、複数の組織(学部や大学院等の機関内の複数の組織を含む)が、共同で開発、提供、もしくはその両方を行う学位プログラムとする。本研究で扱うのはこの広義の共同学位プログラムであり、表1のすべてのプログラムが相当する。その上で、複数の機関が共同で開発、提供、もしくはその両方を行う学位プログラムを共同学位プログラム(タイプII)と、学生に複数のプログラムを提供するプログラムを複数学位プログラム(タイプIII)と、そしてその両者を兼ね備えたプログラムを共同・複数学位プログラム(タイプIV)と定義する。すなわち、わが国で多く行われている複数学位プログラムはこの広義の共同学位プログラムに内包される。

依然として問題であるのは、何をもって「複数のプログラム」と判断するかという点である。国内の事例であれば、複数の学位が提供されるのであれば複数学位プログラムと判断されるであろう。しかし、かなりの部分を一方のプログラムからの単位認定でまかなうような場合には、その判断が難しくなる。また、国をまたがった場合には、両国の学位の要件を包含した1つのプログラムが提供され、両国の複数の学位が授与される場合もある。これらの事例の考え方に関しては、後ほど日

本の事例を含めながら議論する。

### 3. 研究I：大学院に対する共同学位プログラムに関する調査

#### 3.1 調査目的

大学院における共同学位プログラム導入の経緯と目的、共同学位プログラムの形態、導入の際の困難などについて実態を詳細に把握することを目的に、全国の大学院をもつ大学に対して調査を行った。

#### 3.2 調査対象者および調査実施期間

調査対象は、全国の大学院を持つすべての大学であり、国立大学87校、公立大学74校、私立大学408校、そして放送大学であった。調査時期は、平成17年11月に質問紙を郵送配布し、同年12月末に返送による回収を行った。回収率は71%であった。さらに翌年の平成19年2月～3月にWeb調査で追加調査を行った。調査内容は、共同学位プログラムの有無、導入の年度、呼称、導入の経緯、組織間の調整方法、導入・運営に関わる困難、質保証などに関して主に自由記述形式での質問であった。

#### 3.3 結果

前述の通り、どの共同学位プログラムも新たに研究科を設置しているわけではないため、文部科学省に届出を行う必要もなく、すべてのプログラムを把握するデータはない。調査の制約上、必ずしもすべての大学院レベルの複数学位・共同学位プログラムを網羅できているわけではないが、調査時(H19年3月時点)に実施されていた12プログラム、今後実施予定の22プログラムを確認できた。実施予定の中で、具体的な計画段階であるのは8プログラム、将来的に導入予定があるとしているのは14プログラムであった(本調査では、同大学内2研究科同士の共同学位プログラムは1プログラムとカウントした)。

##### ●共同学位プログラム導入の経緯

共同学位プログラムの導入時期については、1992年が最も早く、その後は2004年に4プログラム、2005年に4プログラム、2006年3プログラムとなっており、近年、急速に導入されているものと考えられる。さらに、共同学位プログラムの相

手組織は、「大学内の複数の研究科・専攻間の共同学位プログラム(2)」、「海外の大学との共同学位プログラム(5)」、「海外の複数の大学間での共同学位プログラム(5)」の3種類があり、様々な協力のタイプがあることが明らかになった。また、複数学位・共同学位制度の呼称については、「ジョイントディグリー」「デュアル大学院」「ダブルメジャー」「共同学位」「合同プログラム」のように統一されておらず、様々な呼び方がされていることが明らかとなった。

導入の目的を大きく分類すると、基本的には学生のためということになるが、大きく分類すると「同大学内の複数分野の融合」「海外大学との提携による優れた人材の育成」「学生にメリットとなる」の3つのタイプがあった。「同大学内の複数分野の融合」については、技術と経営に精通するマルチ人材を育成することを目指しているなどの理由が挙げられた。「海外大学との提携による優れた人材の育成」については、例えば「本学の世界最先端の科学技術と提携先の高度な教育内容を融合させて優れた人材を育成すること」や、「国際社会で活躍できる人材育成を目標とした、国際教育研究プログラムの開発」が目的とされている。「学生にメリットとなる」という目的であると回答した大学院では、「交流協定を締結している提携大学より大学院の複数学位協定の申し出があり、学生にメリットがあると判断して導入した」であるとか、他には「留学する学生をエンカレッジするため」などの回答があった。学生が広い知識や能力を獲得することができるという理由は多く見られたが、大学にとっての利益を回答したのは、「教育、研究、事業の両面で双方の大学に相互利益をもたらす、永続的な関係の確立に貢献するとして導入をした」という1校の回答のみであった。また、学生が卒業後に2つの機関の資源や威信を活用できるというような回答は見られなかった。

提携先決定の理由については、大学間交流協定校であることが多く挙げられていた。さらに、教員同士の共同研究を行っている、学生の留学を受け入れてくれる教員がいる、推進する教員がいるなど、提携先との関わりのある人物がいることが決定の理由となっている。提携先の大学からの申し出や、単位互換が比較的容易という理由をあげた大学院もあった。

●わが国の共同学位プログラムの分類

前述の共同学位プログラムの分類によれば、現在のところ、わが国においてはタイプIのプログラムは新たに文部省への届出が必要であり、またタイプIIの共同学位プログラムについては、現段階では法の整備がされていない。大学院設置基準は2003年の改正で「大学院には、二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置くことができる。(第七条の二)」とされているが、その意味するところは基幹校と参加校からなる連合大学院であり、学位は基幹校から授与される。つまり、参加校は基幹校のプログラムに参加しているという形態であって、複数の機関が1つの学位を共同で授与するヨーロッパ型の共同学位プログラムは想定されていない。現在、これを可能とする方向での検討が進められており、これからタイプIIのプログラムが増加するものと予想される。

逆に言えば、現在、わが国ではタイプIIIとタイプIVのプログラム、すなわち複数学位プログラムが主流となっていると言える。確認された12のプログラムを分類すると、表2のようになった。

タイプIIは1つの事例が確認された。海外の大学の博士課程と共同学位プログラムを構築し、学位記には両大学名と両学長名が記載されている。そして、学位としては、一方の大学(国)の資格として使用した場合には、他方の大学(国)の資格としては使用できないと定められている。つまり、複数学位であるように見えて、1つの共同学

表2 わが国の共同学位プログラムの分類

プログラム	1つの機関 (intra-institutional)		複数の機関 (inter-institutional)	
	機関	大学数	機関	大学数
1つのプログラム (intra-program)	I. 伝統的学位プログラム (Traditional Degree Program)	0	II. 共同学位プログラム (Joint Degree Program)	1
複数のプログラム (inter-program)	III. 複数学位プログラム (Dual Degree Program)	2	IV. 共同・複数学位プログラム (Joint Dual Degree Program)	9

位（1つの共同学位記）が両大学から共同で授与され、そしてその使用に関しても両者が並び立たないように厳密に制限をかけている事例である。

タイプⅢは2つの事例が確認された。1つの機関内の複数の組織が複数の学位を授与しているプログラムである。学位の種類は一方は同じであり、もう一方は修士／博士と専門職学位との複数学位プログラムであった。

そして、タイプⅣが一番多く、9つの事例が確認された。すべて外国の大学院等との共同のプログラムであり、そして修了時には複数の学位を授与している。ここで問題となるのは、国をまたがった場合に、両国の学位が授与される場合を複数学位プログラムとみなしてよいかという問題である。特に修士課程では、修士論文を1本だけ提出し、それに対して片方はその単位をみなして複数の学位を授与しているプログラムも、まったく別の論文ではないものの、厳密に2本の修士論文を書かせるプログラムもあった。日本の法律も質保証制度も日本国内の大学が授与する学位しか対象としておらず、日本側の質保証がされていれば、あとは他国の問題とされているため、現状では複数プログラムと複数学位の否定はできない。しかし、それは両国とも同じ状況であり、国境を越える教育の問題として、何らかの対応が必要となってくるであろう。なお、博士号に関しては、その質保証に関して比較的厳密な対応が取られていると考えられる。

外国の教育機関との間の共同学位プログラムでも、タイプⅡの事例のような1つの共同学位を授与する例もある、そこで、プログラムではなく授与された学位に着目し、授与された学位が同時に複数存在できるならば複数学位プログラム、授与された学位が同時に複数存在できないのであれば

共同学位プログラムとするのが現実的であろう。しかし、学位の国際的通用性を高めるといふ世界的な流れから見れば、今後は異なる国で2つの学位を出す複数学位プログラムから、1つの学位を2つの大学が共同で出す共同学位プログラムへと移行していくことが予想される。そして、タイプⅣは、純粹に異なる専門分野の複数学位を授与する、複数の機関による共同のプログラムとなり、質保証に関してはそれを見越した制度設計が必要であろう。

さらに、現在のわが国の大学院における共同学位プログラムについて、学位の数と機関の別以外にどのような組合せがありうるかを示したものが表3であり、学問分野、国、そして学位の種類を超えるかどうかで分類をし、実際に確認できたパターンについては網掛けをした。そして、これら3つの特徴をもとに、分類を3次元で図示したものが図2である。なお、現実にはこの表の他に、学士課程では学士と学士の組み合わせ、学士と専門士の組み合わせが存在しているが、本研究は大

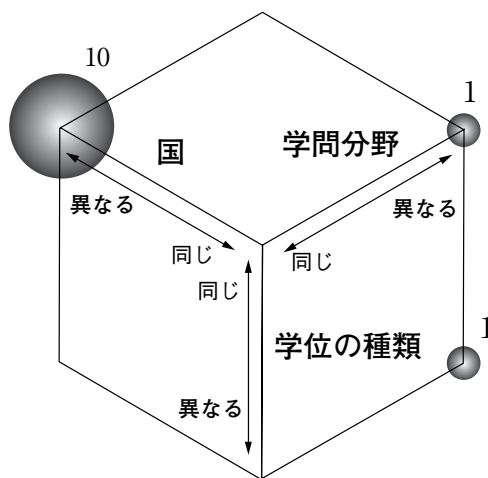


図2 要因による共同学位プログラムの分類

表3 大学院における共同学位プログラムの分類<sup>\*1</sup>

要因	パターン	
	越えない	越える
学問分野を超える	同種 (10)	異種 (亜種) (2)
国を越える	日本国内間で (2)	日本と外国との間で (10)
学位の種類を超える	修士と修士 (9 <sup>*2</sup> )	学士と修士 (0)
	博士と博士 (3 <sup>*2</sup> )	修士と博士 (0)
	専門職と専門職 (0)	修士／博士と専門職学位 (1)

※1 ( ) 内の数は、調査結果の実施12プログラムを分類したものの。

※2 1プログラムで「修士／修士・博士／博士」の両者を行っているため両方にカウントした。



学院を対象としているため言及していない。

図2から明らかなおとりに、表からは組み合わせのパターンは多くあるように見えるが、実際には3種類しか確認されなかった。基本的に、日本国内で同種の学問分野、同一種類の学位で複数学位を出しても学生側にメリットはない。その場合は、タイプIIのように1つの共同学位を出すというのが自然であろう。複数の学位を出すのが前提であれば、学生にとってメリットのあるプログラムとするために、異なる学問分野か、異なる国か、異なる学位の組み合わせが必要となる。

異なる学問分野を対象とするためには、大学院の場合は修了のための論文が課されることが多く、2本の論文を異なる学問分野で提出することは難しいであろう。そのために、学位の種類を超えて、論文が課されない専門職大学院との共同学位プログラムが比較的容易であると考えられる。

現状で大きなメリットがあるのは、国境を越える組み合わせであると考えられる。実際に、わが国の政策でもこのような共同学位プログラムの促進が求められている。国境を越える場合には、相手国の種類によって2つのパターンが考えられる。1つは先進国の高等教育機関との共同プログラムであり、その場合の主な目的は研究面での連携や学生の交流である。もう1つのパターンは、発展途上国の高等教育機関との共同プログラムであり、さらに国際貢献、国際援助、学生の確保などの要因が含まれてくる。一般に、各国の労働市場においては、より経済の発展した国で授与された学位が相対的に高い威信を持つことが多い。言語の問題はあるが、後者のような共同学位プログラムのパターンも今後増えてくるであろう。

#### ●共同学位プログラムの運営

複数の組織が関わる以上、運営でも通常のプロ

グラムとは異なる事情がある。先述のMichaelら(2003)が共同学位プログラムの短所として挙げているのは、運営のまずさによる学生へのしわ寄せ、学習期間の長期化、学問の理解が浅くなる可能性などである。複数の組織によるプログラムを最初の段階でどのように設計し、また運営をどのように調整するのか、十分な協議をすることが求められるであろう。そこで、質問紙調査では、組織間での協議や調整をどのように行っているか、そして導入に関わる困難と現状での実施の困難について質問を行った。

協議や調整の方法については、表4のように、同大学内の共同学位プログラムの場合は担当教員同士が協議・調整を行っていること、海外の大学との共同学位プログラムの場合は、両専攻の教員(主に教授)を構成員とした教育協議会を組織化している、カリキュラム検討委員会で運営しているなど、正式な組織を形成して担当者間による調整が行われている様子が明らかになった。

導入に関わる困難と現状での実施の困難に関する結果が表5である。導入に関わる困難については、学位審査会(合同の審査会)等に出席すること、委員の旅費の工面などのように、プログラムの運用で新たに必要となる、しかも従来のプログラムでは考慮する必要の無かった教職員の活動に必要な資源(時間的、金銭的)を、どのように担保するのかという問題が多く提示された。また、二重学籍についての公式見解(明文化された規定等)がない、学年歴が外国大学とは違うことによる入学時期の問題など、制度面の困難も多く挙げられた。さらに、現状での実施の困難については、何単位まで相手先のを認めるのか、オーバーラップは何単位あってもよいのか、単位互換をどのように考えるのか、修士論文は同内容で構わな

表4 共同学位プログラムにおける協議・調整の方法

同大学内の共同学位プログラム
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当教員同士が協議・調整を行っている</li> </ul>
国外の大学との共同学位プログラム
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 両専攻の教員(主に教授)を構成員とした、教育協議会を組織化している</li> <li>● カリキュラム検討委員会で運営している</li> <li>● 学位、単位認定については、各研究科の規定に基づく</li> <li>● カリキュラム改編は、双方の協議会で決定、先方の大学での修得単位を、大学では入学前の既修得単位として20単位を上限として認定している</li> <li>● 協定調印後は、担当者間による調整により運用している</li> </ul>

表5 共同学位プログラムにおける導入・運営の困難

共同学位プログラムの導入にかかわる困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学位審査会（合同の審査会）等に出席すること</li> <li>● 委員の旅費の工面</li> <li>● 参考になる事例が少ない</li> <li>● 二重学籍についての公式見解（明文化された規定等）がない</li> <li>● 学年歴が外国大学とは違うことによる入学時期の問題</li> <li>● 受入学生等に対する奨学金制度</li> <li>● 学位審査方法</li> </ul>
共同学位プログラムの運営にかかわる困難
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 何単位まで相手先のを認めるのか</li> <li>● オーバーラップは何単位あってもよいのか</li> <li>● 単位互換をどのように考えるのか</li> <li>● 修士論文は同内容で構わないのか（海外の大学との場合）</li> </ul>

いのかという、これも制度面の意見が多く、特に単位互換と修士論文の扱いについて頭を悩ませているようであった。

学費については、タイプⅢに該当するプログラムでは複数の学位を得られることから通常の学費を徴収している。つまり、複数の学位分の授業料が必要ということである。それ以外のプログラムでは、ほとんどが相互不徴収、すなわち母体となる大学の授業料を支払うことで、他方の大学の授業料は免除されていた。双方で授業料を徴収するプログラムでは、入学金を免除しているとの回答であった。このような費用の面からも、タイプⅣのうち海外との共同・複数学位プログラムは、履修と修了という実質的な意味においてはタイプⅡの共同学位プログラムなのではないかと指摘できる。さらに奨学金については3プログラムが実施しており、賛同企業らの援助、寄宿舎の提供というものもあった。多くのプログラムが通常であれば高額となる学費の増加に対して、何かしらの支援を行おうとしていることが明らかになった。

導入の困難にしても、実施の困難にしても、既存の制度との適合性、プログラムの運営、両組織の教職員の関与、負担する労力、そして学生の支払う授業料などは最初に設計に組み込まれているべき要素であり、それが今でも課題とされるのは問題がある。「走りながら考える」という意見もあったが、実際にしわ寄せが来るのは学生であり、慎重な配慮が必要と考えられる。さらに、制度の問題については、法律をどこまで解釈できるのかという問題でもあり、質保証の問題と絡めて検討

を要するものと考えられる。特に、海外の高等教育機関などとの提携は相手国の教育制度や質保証制度にも配慮が必要であり、英国高等教育質保証機構の“Code of practice”のように、協力プログラムへの何らかのガイドラインが必要ではないかと考えられる。

## 4. 研究Ⅱ：大学院生・大学生に対する意識調査

### 4.1 目的

共同学位制度に関して、制度を実際に利用する側の大学院生・大学生がどの程度共同学位制度を認知し、またどのように考えているのか、そしてどのような制度であれば共同学位プログラムに参加するのかなどについて調べることを目的に、大学院生、大学生に対する意識調査を行った。

### 4.2 調査方法および調査対象者

調査実施時期は平成18年11月～12月であり、調査は全国に100万人を超えるモニターを有する調査会社に委託し、インターネットを通じて実施された。手順としては、最初に予定調査対象者数の3倍ほどのモニターに属性選別のための質問に答えてもらい、それにより属性によって抽出されたモニターに本質問紙を配布し、被験者が1000人に達した時点で終了という手法を採った。その結果として、対象者は全国の大学院生・大学生1000人、うち男性526名、女性474名、年齢の平均は21.62歳であり、所属種別は、国立文系129名、国立理系231名、私立文系411名、私立理系207名、その他22

名であった。

### 4.3 結果

#### ●学生の認知度とイメージ

共同学位に関する認知度については、知っている (11.6%)、聞いたことはあるがよく知らない (20.3%)、全く知らない (68.1%) との回答であった。知っている、聞いたことがあると答えた合計はおよそ1/3であり、大学生、大学院生とも同様の傾向であった。なお、認知度以降の質問については、共同学位制度を知らない回答者には制度の概要を読んでもらった後で回答を得た。

次に共同学位制度に対するイメージについて、「就職に有利になる」「資格が取得できる」「たくさんの方が学べる」「両立が大変である」「プライベートの時間が少なくなる」というイメージをあらかじめ設定し、それぞれがどの程度あてはまるかを「全くあてはまらない」～「とてもあてはまる」の5段階で質問した。その結果、学生は図3のように、たくさんの方が学べる、両立が大変である、プライベートの時間が少なくなると感じている一方で、就職に有利になったり、資格がとれたりするというような長所に関する認識はあまり高くないことが明らかになった。なお、すべての項目において、学生種別による差は認められなかった。

#### ●学生が希望する条件

それでは逆に、どのような条件であれば学生が共同学位プログラムの履修を希望するのかを調べるために、履修時の制約条件と履修後のメリットを要因としてコンジョイント分析を行い (SPSS ver.14)、どの要因を重要視しているのか、それぞれの項目に関する効用の分析を行った。仮定の条件は、予算 (「追加なし」「単位数分」「入学金+単位数分」の3水準)、単位数 (「現状と同じ」「1.2倍」「1.4倍」の3水準)、就職 (「履修しないときと同じ」「少し有利」「かなり有利」の3水準)、年数 (「現状と同じ」「1年増」「2年増」の3水準) の4つの要因とそれぞれ3つの水準である。コンジョイント分析で組み合わせのカード (11条件) を作成し、評定尺度法 (「この条件では利用しない」～「是非この条件で利用したい」の5段階) を用いて学生に各条件をそれぞれ評価させ、解析を行った。

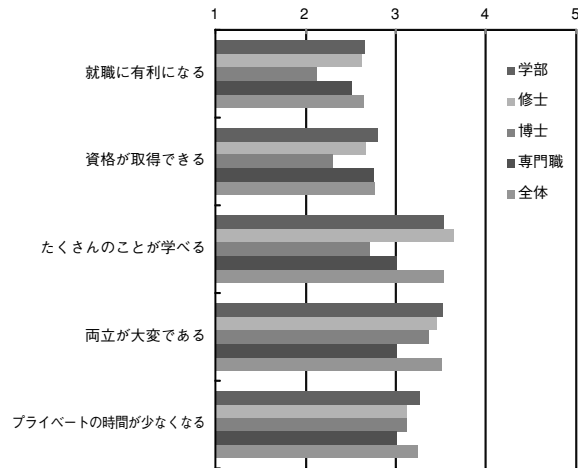


図3 学生別の制度に対する興味

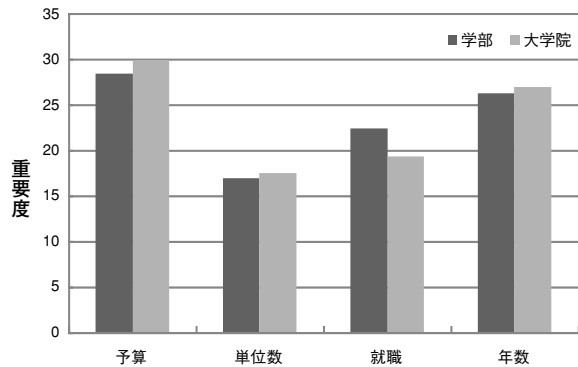


図4 共同学位プログラムの履修における要因の重視度

分析の結果、まず履修を考える時に重視する要因として、大学院生も学部生も「予算>年数>就職>単位数」の順に重視することが明らかになった (図4)。学生の履修に影響を与えるのは、就職の際のメリットではなくそれに費やす費用と時間ということになる。

次に、それぞれの要因ごとの項目に関する効用の分析を行った。まず予算に関しては、学部生・大学院生とも「追加なし」の効用が高く、「入学金+単位数 (分の費用)」が必要という設定になると効用が低いことが明らかになった (図5左上)。

追加単位数の効用については、学部生は1.2倍くらいまでの単位の追加が許容範囲だと考えており、大学院生は、2つの学位を得るためには追加なしよりも1.2倍くらいの単位の追加が適正であると考えていることが明らかになった (図5右上)。大学院生の方が単位に関して実質的な意味を考えているという解釈が可能である。なお、それぞれ卒

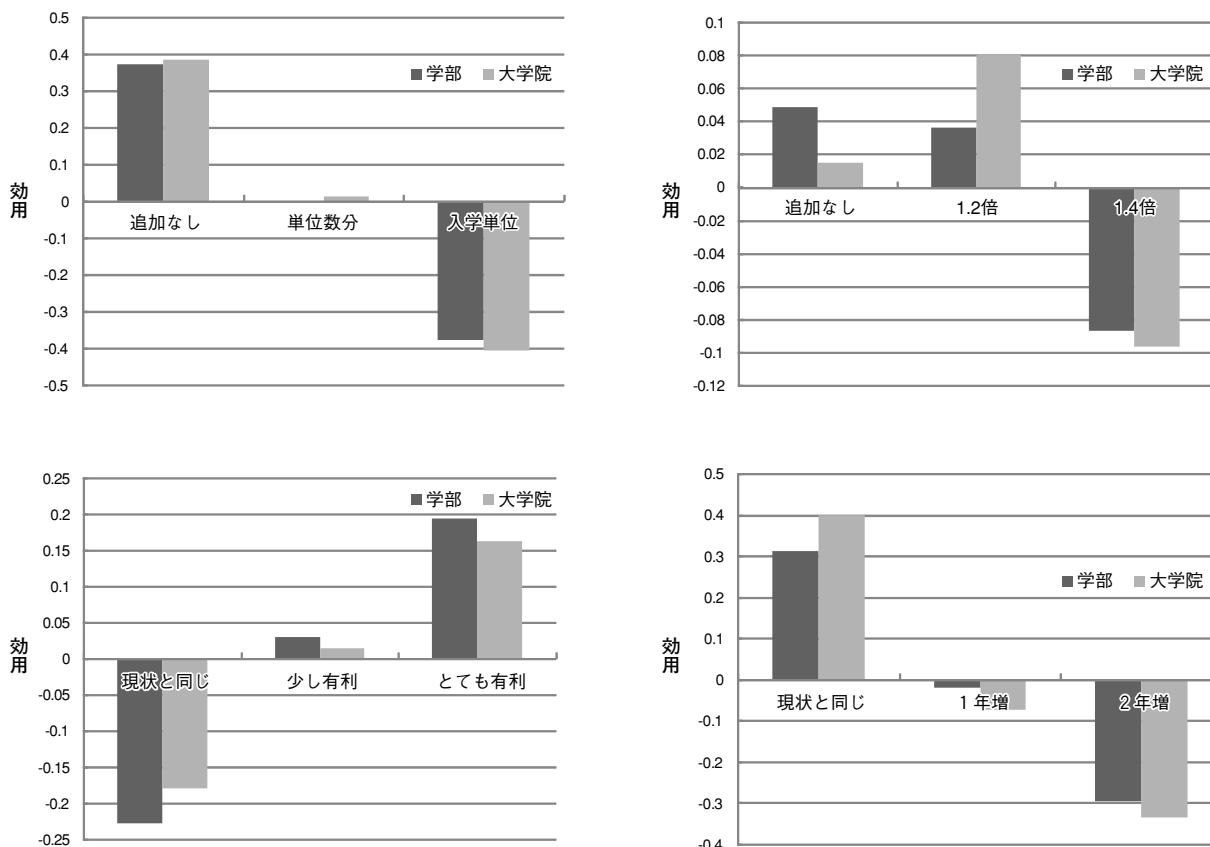


図5 共同学位プログラムの履修における予算追加（左上）・単位数追加（右上）・就職（左下）・年数追加（右下）に関する効用

※要因ごとに差を検討するため、各グラフの尺度は異なる。

業単位数に換算すると学部においては、 $124 \text{単位} \times 1.2 \text{倍} = 148.8 \text{単位}$ 、 $124 \text{単位} \times 1.4 \text{倍} = 173.6 \text{単位}$ 、大学院においては、 $30 \text{単位} \times 1.2 \text{倍} = 36 \text{単位}$ 、 $30 \text{単位} \times 1.4 \text{倍} = 42 \text{単位}$ という計算になる。ただし、単位数については、相対的に影響力は小さい。

就職に関する効用については、学部生・大学院生とも、就職への影響は、「現状と同じ」では効用が低く、「とても有利」であれば効用が高いことが明らかになった（図5左下）。

最後に、年数に関する効用の詳細であるが、学部生・大学院生とも現状と同じ年数の効用が高いが、1年程度の増加は2年の増加に比べるとそれほど効用は低くないことが明らかになった（図5右下）。

#### ●学生から見た魅力あるパターン

修士課程・博士課程・学部において、それぞれどのような組み合わせの共同学位プログラムが魅力的であるかについて調査した。それぞれに実施可能な組み合わせの選択肢を用意し、順位を回答させた。回答者は大学生、大学院生であり、大学

生は大学院生になることを想定して回答してもらった。学部において1位の順位をつけた選択肢を見てみると、「同じ大学同士」「日本の大学の学士と海外の大学の学士」に魅力を感じ、専門士との組み合わせは低い評価となった（図6）。大学生による回答であり、専門士という専門学校の修了による称号に興味がないというのがその理由であろう。実際に学士と専門士との組み合わせを提供する大学・専門学校のプログラムがあるが、それに対してはニーズが少ないと見るよりは、むしろ大学生を対象とする質問紙調査でも1/5が専門士に魅力を感じていると考えるべきであろう。

修士課程においては、「修士と専門職修士」「日本の大学の修士と海外の大学の修士」「同じ大学同士」の順に興味があることが明らかになった。学士との組み合わせが低いのは、既に学士を有していれば新たに取得する必要はないということであろう。また、博士課程においては、「日本の博士と海外の博士」「同じ大学同士」「博士と専門職の学位」の順に興味があることが明らかになったが、

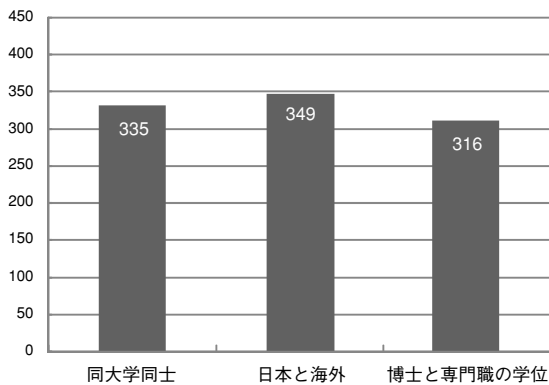
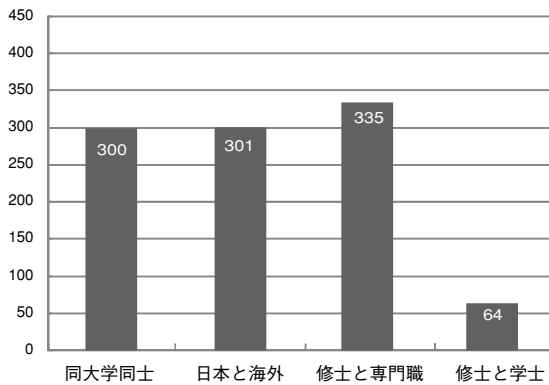
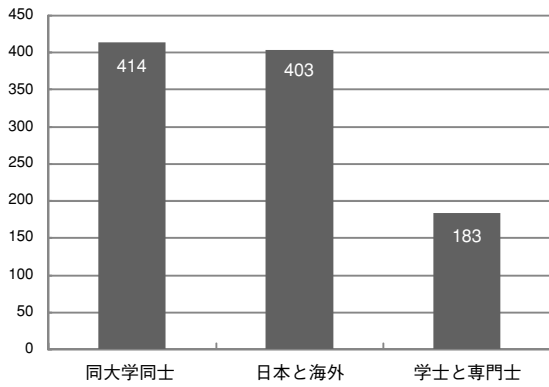


図6 学部(上)・修士課程(中)・博士課程(下)における魅力のある共同学位プログラムのパターン

これらにはそれほど差はなかった。それぞれに同程度の興味があるものと考えられるが、回答者が博士課程に進むことはあまり想定されず、弁別できなかったとも考えられる。

●学生の間学位制度への意見

さらに、共同学位制度に関する意見を自由記述で回答してもらったところ、その意見は多岐にわたった。学生の意見としては総じて、わかりやすく、就職に有利で、費用負担・時間の負担も少ない制度が望ましいという共同学位制度の今後に期待する方向の意見であるが、中には、労力や努力の分、社会的に認められるような制度にしてほし

い、安易な制度にしてほしくないという厳しい意見もあった。そして、これらの制度に対して期待しないという意見も約1割あった。また、大学からの詳細な情報提供を望む意見が多くあり、大学から学生への情報提供、また大学から社会への認知度をあげる努力が必要であると考えられる。それぞれの大学において、これらの制度を利用してどのような付加価値が得られるのか、大学側としては学生や社会に対して明らかに示すべきと考えられる。

5. 研究Ⅲ：企業に対する意識調査

5.1 目的

共同学位制度に関して、制度を利用した大学院生・大学生を受け入れる側の企業がどの程度共同学位制度を認知しているのか、またどのような制度であれば就職の際に考慮するのかなどについて調べることを目的に、企業に対して意識調査を行った。

5.2 調査方法および調査対象者

調査実施時期は平成18年11月～12月であり、インターネットを通じて実施された。詳細な手順は4.2と同様である。調査対象者は全国の企業人事担当者500人であり、回答者は国内系日本企業の人事関係者94.2%、外資系日本法人の人事関係者5.8%であった。回答者の所属する企業は、大学生もしくは大学院生の新卒を採用していた。回答者が持つ職場での人事決済権(複数回答)は、人材を選定する立場(92.8%)、人事採用を決定する立場(37.2%)、募集媒体選定に関わる立場(27.6%)、募集媒体を決定する立場(25.8%)、募集媒体の情報収集をする立場(21.0%)であった。回答者が所属する企業の新規採用担当者の学歴については、4年生大卒が圧倒的に多く(78.8%)、大学院修士課程卒(8.4%)、高卒(6.4%)、短大卒(3.2%)、博士課程卒(0.4%)であった。大学院と大学とで採用の判断基準が同じ企業が73.8%と多く、異なる企業は22.8%、時と場合によると答えた企業は3.4%であった。

5.3 結果

●企業の認知度とイメージ

人事担当者による共同学位制度の認知度について

ては、知っている (19.8%)、聞いたことはある (43.4%)、全く知らない (36.8%) であり、半数以上がその存在は認知していることが明らかになった。しかし、採用検討の際に共同学位制度をどの程度参考にするかという質問に対しては、とても参考にする (0.8%)、かなり参考にする (8.4%) は少なく、まあまあ参考にする (36.6%)、あまり参考にしない (32.8%) という回答が多かった。さらに、全く参考にしないという回答も19.4%見られた。人事担当者の共同学位制度の認知度が半数ということを考慮しても、現状では、共同学位制度は採用のときにさほど考慮されていないと考えられる。

また、人事担当者から見た共同学位を取得した学生のイメージは、「真面目に努力するタイプ」(平均値:3.01)が「2つの専門分野を持っている」(平均値:2.85)を上回っている。つまり、共同学位は学生が持つ知識の広さよりも、それを履修した学生の真面目さのシグナルとして機能していることとなる。学生の意識調査によると共同学位は就職に有利になると考えている学生も一部にいたが、現状ではそれほど有利になっていないということであり、また現状では企業にとってもそれほど魅力的ではないことが明らかになった。

#### ●企業から見た魅力あるパターン

どのような共同学位の組み合わせであれば採用の参考にするかとの質問 (複数回答) に対しては、

学士に対しては、同じ大学からの2つ (別分野) の学士 (198人)、日本から1つの学士と海外から1つの学士 (181人) という回答が多かった (図7)。大学院においては、1つの修士と専門職学位 (MBA/MOT/法科大学院など) が184人と一番多く、ついで同じ大学からの2つ (別分野) の修士 (169人)、日本の大学から1つの修士と海外の大学からの1つの修士 (158人)、1つの博士と専門職学位 (MBA/MOT/法科大学院など) (155人) の順が多かった。

また、共同学位を修得するにあたって、卒業する年数が1年ないし、それ以上遅れる場合があるが、それが採用に影響があるかという質問については、86.2%が影響がないと回答した。さらに、採用する学生が共同学位プログラムを履修する場合、学部と大学院のどちらで履修するのがふさわしいと思うかという質問では、学部55.8%、大学院44.2%と、学部の方がややふさわしいと考えていることが明らかになった。

これらの傾向から解釈すると、まず組み合わせの相手として、専門職学位の評価が高いということが言える。専門職学位は職業に直結した学位であり、企業の人事担当者から見れば魅力ある組み合わせであるということになるが、共同学位であることよりも専門職学位そのものの期待が大きいことを反映した結果であるとも言える。その意味では、学士、修士、博士と、選択数が少なくなっ

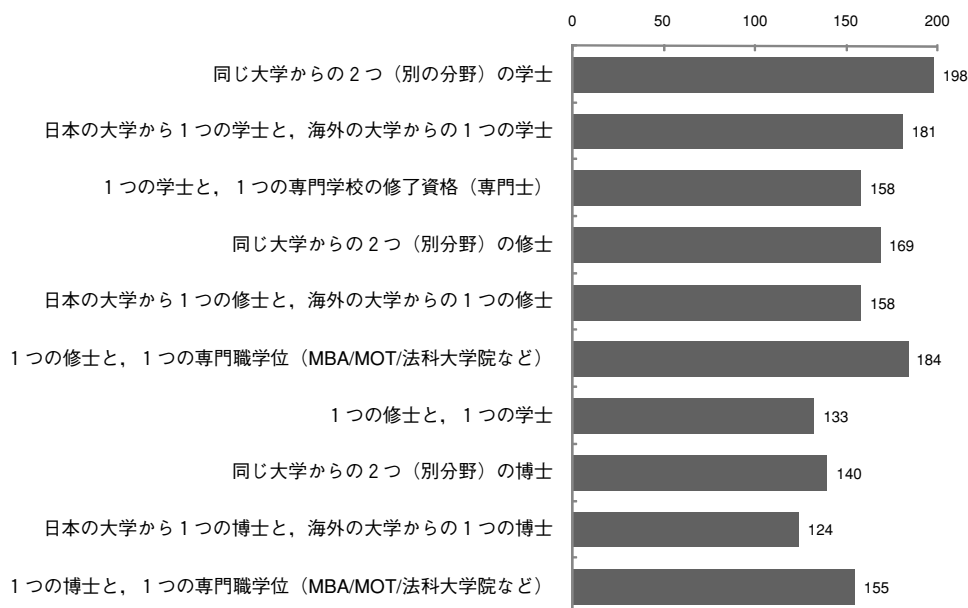


図7 共同学位プログラムのパターン別の魅力度

ていることや、学部での共同学位が大学院での共同学位よりもふさわしいと考えているのは、企業から見て修士や博士として身につけた知識を相対的に求めていることを表しているのではないかと考えられる。また、同じ大学から2つの同種の別分野の学位を取得した方が、日本の学位と海外の学位との組み合わせよりも魅力があるとの判断となっていることは特徴的である。自由記述や他の設問の回答から推測するに、単に海外の学位を持っているということよりも、2つの学位を修得したという真面目さや、複数の学問分野に知識を持っていることが評価されているのではないかと考えられる。

●人事担当者の共同学位制度への意見

最後に、共同学位制度への期待に関する自由記述では、半数ほどの人事担当者から前向きに期待しているとの回答を得た一方で、半数弱の人事担当者からは、特になにもない、期待できないなどのマイナスの意見も多く見られた。期待として多かったのは、複数の分野を勉強することで多様な知識を身につけられる、また努力家であることが評価できるというような意見であった。期待しないという意見では、これらの制度を利用した学生が即戦力になるかどうか分からないというもの、採用にあたっては人間性を重視するという回答が多く、そもそも学位制度そのものに対する不信が影響を与えていると考えられる。

6. 総合考察

6.1 調査結果のまとめ

大学、学生、企業の3者に対して調査を行った結果、大学院における共同学位制度の関係は図8のように示すことができる。国内の大学院における共同学位プログラムの実態としては、現状では、

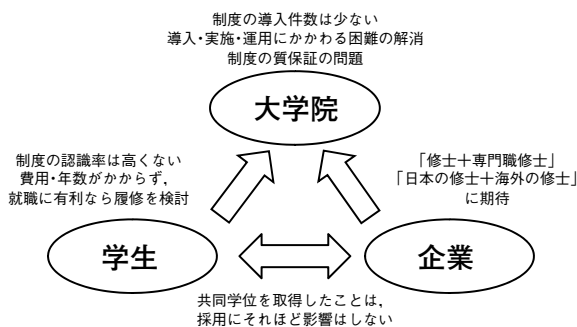


図8 調査結果による大学院・学生・企業の相関図

共同学位プログラムの導入件数は少ないことが明らかになった。さらに、制度に関することについては、共同学位プログラムの導入・実施・運用に関わる困難の解消、質保証の問題が今後検討すべき課題であることが明らかになった。

大学院生・大学生への意識調査の結果、共同学位制度に関する認知度はそれほど高くないことが明らかになった。学生の立場からは、「費用がかからず、年数がかからず、就職に有利」なら共同学位プログラムの履修を考えるという意識であるが、その一方で、企業の人事担当者への意識調査の結果、これらの制度はまだ発展途上であり評価できる時期にないとの意見もあり、共同学位プログラムの履修・修了は現状では修了者の就職にそれほど影響していない。ただし、大学院の課程において「修士+専門職修士」や「日本の修士+海外の修士」に期待するという意見もある。大学が共同学位プログラムを導入する際には、制度の充実を図るとともに、それぞれの大学としてこれらの制度を履修することによって学生がどのような能力・知識を身につけることができるのかをより明確に示し、学生そして企業をはじめとする利害関係者に積極的な情報提供を行う必要があると考えられる。

6.2 学位授与と質保証の観点

共同学位制度の性質を掘り下げていくと、結局「学位」とは何か、「大学」とは何かという問題に行き着く。ある学問分野を修めたことを意味するのが本来の学位の意味であれば、それは誰が授与してもよく、複数の機関が共同で学位を授与しようが、一つの学位を他の大学が認定しようが、そこに違いはないはずである。しかし、学位が大学や国家と結びつくことによってそれらが持つ特徴を取り込み、学位の持つシグナルの意味合いを変化させることで、共同学位であることのメリットが生じる。それは、ある大学の持つ威信であったり、国家資格とその国の労働市場の関係であったり、さらには履修学生の真面目さを表す指標になったりと、さまざまなケースが考えられる。さらに学位の種類が異なれば、そのバリエーションは限りなく広がる。共同学位プログラムとは、そのような学位の「付加的シグナル」に着目して生まれたモノと考えられる。

先述のように、日本で行われている共同学位プログラムは、そのほとんどが広義の複数学位プログラム、すなわち複数学位プログラム(タイプⅢ)、および共同・複数学位プログラム(タイプⅣ)であった。これを複数学位プログラム(Ⅱ・Ⅳ)と表記しよう。そもそも2回に分けて学位を修得すればよいものを1回の履修で重ねて修得しようとするのであるから、2回に分けるよりも効率的に2つの学位を取得できることが必要とされるし、また研究Ⅱからはそれが学生の要求でもあった。しかし、その点こそが、複数学位プログラム(Ⅱ・Ⅳ)が従来の学位制度に挑戦する部分であるとも言える。履修学生が享受しようとする効率としては、主に次の三つが考えられる。

まず、学位を修得するための「労力」である。1つの修得単位を2つの学位に結びつけることが可能であれば労力が省けるし、また1つの共同・複数学位プログラム(Ⅳ)として成立していれば、新たに受験する労力も省ける。特に、学力や地域等の諸条件から比較的入学しやすい大学で、入学しにくい大学の学位も取得できれば極めて効率的である。次に「時間」である。学位を2つ取得するのに、別々に取得するよりも、修業年限を短縮することができる。最後に「資金」である。入学金、授業料等の一部減免があることは前述の通りであり、そして居住地での滞在を最大限に延ばし、生活費を節約することもできる。

これらの効率が、教育の質とのトレードオフの関係となる。共同学位プログラムには、効率と質の高さを同時に実現することが求められるが、質の面では主として次のような問題が生じやすい。質保証のためのシステムを構築する際には、これらのことに留意する必要があるため、以下に詳細に論ずる。

#### ●複数プログラムの重なりと単位認定

複数学位プログラム(Ⅱ・Ⅳ)は、編入学と単位認定の組み合わせを最大限に活用した制度であると考えられる。学位の分野も大学が自由に定められるという現在の制度では、極めて近い学問分野間で重なり大きい複数の学位を提供することも可能である。極論を言えば、学問分野を少しずつずらして、多くの複数の学位を共同プログラムの中で授与することも可能である。それが意味あるプログラムかどうかは別として、これ

は学位の体系性との兼ね合いの問題でもあり、厳密に質保証をしていかなければならないであろう。なお、単位認定制度については、大学においては大学設置基準により「他の大学又は短期大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修について、入学前、入学後にかかわらず合わせて60単位を超えない範囲内で、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とされている。同様に、大学院でも大学院設置基準により、入学前、入学後、それぞれ10単位を超えない範囲内での単位認定が定められているし、専門職学位もまた単位認定に上限が定められている。つまり、大学院は入学前後で20単位までの単位認定が認められ、それは卒業必要単位30単位の2/3に相当する。しかし、入学前の既修得単位の認定については、どの学校種も「編入学、転学等の場合を除き」とある。すなわち、編入学、転学等の際には、入学前の既修得単位の認定に制約がない。実際に、短期大学から大学学部への編入学に際しては、認定単位数の上限が卒業要件の50%を超える大学や、上限のない大学も存在し、また既修得単位の内容を問わない包括認定も多く行われている(濱中2003:p35)。さらに、広義の共同学位プログラムとして、複数の組織が共同で1つのプログラムを形成し、1つの学位を授与する場合(Ⅰの伝統的な学位プログラムまたはⅡの共同学位プログラム)には、新たな学問分野とそれに対応する新たな学位が生ずることになる。日本では学位の後に括弧書きで専攻分野が付記され、近年その名称が著しく増加している(例えば六車2003)。今後、大学のプログラム別の質保証が進展するとすれば、共同学位プログラムを促進させるための方策が検討されていることもあり、このような共同学位プログラムの新たな専門分野をどのように扱うのかという問題が新たに発生するものと考えられる。

#### ●修業年限について

共同学位プログラムの典型として、「何年で修了可能」というように、修了年限を最大限に短縮しようとする傾向にある。個人が学位を修得するまでにかかる費用を考えた場合、時間的拘束による機会費用が最も大きいため学生のメリットは大きい。法的に可能かどうかは別として、果たして最短のコース設定をすべての学生に適用して



よいのかどうかという問題がある。

大学院の修士課程における修業年限は最短1年, 博士課程(前期・後期)は最短3年, 専門職大学院は2分の1を超えない範囲で短縮可能(ただし1年以上在学)とされている。この年限よりも短くはできないが, 少なくとも従来と同じ期間で2つの学位を提供することは可能である。また, 2重学籍を心配する意見が大学からあったが, 学校教育法や設置基準等に明確な規定はない。学部では通常1日8時間の学修が必要とされ, 時間的な制約を考えると二重学籍は修学が難しいと考えられるが, 大学院に関しては, 修了に必要な単位数が少ないことから, 学修の面では時間的制約はあまり効力がないという状況にある。この問題に関しては, 視点を変えれば, 共同学位制度の導入によって, 学修時間で教育成果を代替して測定している制度自体の問題が浮かび上がってくるとも言える。

#### ●外国の機関との連携について

外国の大学との連携, すなわち国境を越える場合も困難な問題が起こりうる。学位の質保証に関しては, わが国の制度では日本の学位だけが対象となる。しかし, 人やサービスが国境を越える現状では, 大学の運営に関しては, 国内だけでなく国外の事情も念頭におく必要がある(例えばOECD/UNESCO(2005)を参照)。

例えば, 複数の異なる国の教育制度にまたがることから, 同じ単位の修得をもって複数の学位が授与される事例もある。見方を変えれば, 先ほどの単位認定をすべての既得単位に適用したということになる。外国で授与される外国の学位にまではわが国の質保証の権限は及ばないため, 対処のしようもないが, 同じ学修や同じ論文で複数の学位が得られるとすれば何らかの問題も生じよう。

「複数の学位がそれぞれの大学から複数大学の連名で授与されるが, それらを同時には使用できない(選ぶのは本人)」という共同学位プログラム(タイプII)の事例は極めて合理的であり, 参考になると考えられる。

また, 共同学位プログラムの導入の経緯でも, 教員個人のつながりや他大学から依頼を受けたことが理由として多くあげられていたが, その後様々な問題を認識していることから, 十分な情報を持たない状態で制度設計をしていたものと推

察される。現在の日本の高等教育制度の下でどこまでが可能なのか, そして相手国の高等教育制度にも配慮し, 十分な情報を得た上で, 設計と運営を行うことが必要であろう。

### 6.3 まとめ

以上のように, わが国の大学に対する調査の結果, 現段階で大学院レベルでの共同学位プログラムの実施数は少ないものの, 近年急速に導入されつつあることが明らかとなった。政策的な動きから, 今後は複数の機関が共同で1つの学位を提供する純粋な共同学位プログラムが発展していくであろう。しかし, 学生や企業からの評価はまだ十分ではなく, これから徐々に修了生を出していく過程で大学等が積極的に情報を発信していくことによって, プログラムも修了生も正当な評価を得るようになることが期待される。

しかし一方で, 前節で論じたように, 広義の共同学位プログラムのうち, 特に複数学位プログラム(Ⅲ・Ⅳ)は, 効率と質がトレードオフの関係にあり, 設計次第ではプログラムの質の点で大きな問題が生じることが危ぶまれる。法令違反があればもちろん質保証されていないということになるが, 実際問題として, 現状の共同学位プログラムは関連法が想定している範疇の外で, 違法ではない状態で存在している。その意味では, 認証評価機関が果たす役割は大きいものと考えられるが, 現状では認証評価も法との適合性に追われ, 十分な対応ができていない。

また, 共同学位自体の在り方についても十分な議論がなされているわけではない。特に共同学位プログラム(タイプII)や, 共同・複数学位プログラム(タイプIV)で授与される学位の在り方にはさまざまな可能性がある。すなわち, 授与する者は誰か, そして複数の国をまたがる場合の国家資格としての扱いはどのようなになるのか等について, 特に注意が必要であると考えられる。

このような学位のあり方とは別に, プログラムのあり方については, 規制ではなく, 発展のためのルール作りとでもいふべきものが必要とされているのであり, 大学側にしてみれば共同学位プログラムのモデルの構築が最も有意義であると考えられる。特に環境が大きく変化している現状においては, 法の整備や第三者評価機関による質保証

は後追いにならざるをえないのである。複数のプログラムの組み合わせを新たな1つのプログラムとして成り立たせるためには何が必要か、相手校の選択から、計画、実施、内部質保証までを視野に入れ、その最善の方策を自ら示すことが大学に望まれる。そして何より、最終的には学生が安心して有意義な教育を受けられる環境作りが、大学や政府、質保証機関に求められている。

## 謝辞

本研究は、平成17・18年度文部科学省先導的  
大学改革推進委託「大学院におけるメジャー・マイ  
ナー、ジョイントディグリー等に関する調査研  
究」[3. 国内の現状に関する調査]を中心に再構  
成し、まとめたものです。ここに記して感謝申  
上げます。また、同調査のメンバーである東京工  
業大学教育工学開発センターの大即信明教授、赤  
堀侃司教授、西原明法教授、神戸大学大学院国際  
協力研究科の西村幹子准教授に貴重なご意見を  
いただきました。ここに感謝申し上げます。

## 参考文献

- 中央教育審議会 (2005) 『新時代の大学院教育—国  
際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて  
—』, 中央教育審議会答申.
- 中央教育審議会 (2005) 『我が国の高等教育の将  
来像』, 中央教育審議会答申.
- Council of Europe and UNESCO (2004)  
“Recommendation on the Recognition of Joint  
Degrees”, (The Committee of the Convention  
on the Recognition of Qualification concerning  
Higher Education in the European Region).  
([http://www.enic-naric.net/documents/  
recommendation-joint-degrees-2004.en.pdf](http://www.enic-naric.net/documents/recommendation-joint-degrees-2004.en.pdf))  
(2008.6.21)
- 濱中義隆 (2003) 「編入学者に対する既修得単位の  
認定」, 3節, 吉川裕美子, 濱中義隆, 林未  
央, 小林雅之「学生の流動化と学士課程教—  
全国大学調査にみる編入学, 単位認定, 学生  
交流と支援体制の実態—」, 『学位研究』, 第18  
号, 大学評価・学位授与機構, 30-40頁.
- Harris, J. C. and Williams, K. (2001) “Joint  
doctoral programs: collaboration while co-  
mingling university missions.” *International  
Journal of Educational Management* 15(3),  
pp.125-130.
- Huang, F. (2006). ‘Internationalization of University  
Curricula in Japan: Major Policies and  
Practice Since the 1980s.’ *Journal of Studies in  
International Education*, 10(2), pp.102-118.
- Michael, S. and Balraj, L. (2003) ‘Higher  
Education Institutional Collaborations: an  
analysis of models of joint degree programs.’  
*Journal of Higher Education Policy and  
Management*, 25(2), pp.131-145.
- 六車正章 (2003) 「学士の学位に付記する専攻分野  
の新たな名称の傾向」, 『学位研究』, 第17号,  
大学評価・学位授与機構, 111-126頁
- OECD/UNESCO (2005) “Guidelines for Quality  
Provision in Cross-border Higher Education.”  
([http://www.oecd.org/dataoecd/27/51/357  
79480.pdf](http://www.oecd.org/dataoecd/27/51/35779480.pdf)) (2008.6.21)
- Schüle, U. (2006) “Joint and Double Degrees  
within the European Higher Education  
Area: Towards Further Internationalisation  
of Business Degrees.” CIDD Papers on  
International Business Education. No 1,  
Consortium of International Double Degrees,  
Paris, France.  
([http://www.cidd.org/pdf/pub\\_papers\\_01.pdf](http://www.cidd.org/pdf/pub_papers_01.pdf))  
(2008.06.21)
- The Quality Assurance Agency for Higher  
Education (2004) ‘Collaborative provision and  
flexible and distributed learning (including e-  
learning)’, Section 2, “Code of practice for the  
assurance of academic quality and standards  
in higher education”, QAA, UK.  
([http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure  
/codeOfPractice/section2/default.asp](http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeOfPractice/section2/default.asp))  
(2008.6.21)
- Quinless, F. W., Elliot, N. and Saiff, E. (1997)  
“Partnerships in Higher Education: A Model  
for Joint Degree Nursing Programs.” *Journal  
of Professional Nursing* 13(5), pp300-306.
- Rauhvargers, A. (2002) ‘Joint Degree Study’,  
Tauch, C. and Rauhvargers, A. (eds.) “Survey  
on Master Degrees and Joint Degrees in  
Europe”, European University Association,

pp.27-43.

東京工業大学 (2007) 『大学院におけるメジャー・マイナー, ジョイントディグリー等に関する調査研究報告書』, 平成18年度文部科学省先導的大学改革推進委託, 東京工業大学.

Zgaga (2004) “Joint Degrees - Problems and Developments”, A presentation at the ERASMUS-EUDORA meeting. (Linz, January 15-18, 2004) ([www.see-educoop.net/education\\_in/pdf/joint-degrees-problems-and-develop-oth-enlt02.pdf](http://www.see-educoop.net/education_in/pdf/joint-degrees-problems-and-develop-oth-enlt02.pdf)) (2008.6.21)

(受稿日 平成20年7月7日)

(受理日 平成20年9月12日)

## [ABSTRACT]

Research on the Current Situation of Joint Degree Programs  
in Japanese Graduate SchoolsKURIYAMA Naoko <sup>\*</sup>, SAITO Takahiro <sup>\*\*</sup>, MAYEKAWA Shin-ichi <sup>\*\*\*</sup>, MUTA Hiromitsu <sup>\*\*\*</sup>

This research aims to clarify some aspects concerning “joint degree programs”, namely (1) outlines of programs in other countries, (2) opinions from universities, students and business enterprises, and (3) problems with the degrees awarded and assuring their quality. Three questionnaire surveys were conducted with the three parties (universities, students and business enterprises), producing the following results: (a) the number of joint degree programs in Japanese graduate schools is still small but has been increasing rapidly in recent years, (b) the reputation of these degrees is not high, with limited impact on employment among graduates, and (c) there are problems with quality assurance in terms of the credit transfer system, the total study period, and cooperation with foreign institutions, etc. Hereafter, it will be important to show what knowledge and skills graduates have acquired through these joint degree programs. This will be the best solution for them to obtain appropriate social appraisal.

---

\* Assistant Professor, Graduate School of Decision Science and Technology, Tokyo Institute of Technology

\*\* Associate Professor, Department of Research for University Evaluation, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

\*\*\* Professor, Graduate School of Decision Science and Technology, Tokyo Institute of Technology